

新見市教育委員会 12月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和3年12月15日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

| | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 正 村 政 則 |
| 職務代理者 | 松 井 健 一 |
| 委 員 | 溝 尾 妙 子 |
| 委 員 | 長 谷 川 綾 |
| 委 員 | 三 上 ゆ み |

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 教育部長 | 小 林 保 |
| 教育総務課長 | 田 中 隆 博 |
| 学校教育課長 | 黒 川 一 豊 海 |
| 生涯学習課長 | 名 越 伸 明 |
| 教育総務課庶務係長 | 真 壁 恒 子 |

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和3年12月15日(水) 午後3時30分から午後4時56分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 11 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 9 件、協議・報告 3 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。
「議第 48 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 48 号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長 議第 48 号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。N o 1 の方は、家庭の事情で別の中学校区へ転居されましたが、その中学校には特別支援学級が無いため、引き続き、卒業まで現中学校への通学を希望されています。N o 2、N o 3 の方は、家庭の事情で別の中学校区へ転居されましたが、教育的事情により、引き続き、卒業まで現中学校への通学を希望されています。N o 4 の方は、家庭の事情で別の小学校区へ転居されましたが、教育的事情により、引き続き、卒業まで現小学校への通学を希望されています。ご審議のほどお願いします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

松井職務代理者 このことに関してではありませんが、転居先の中学校には特別支援学級が無いということですのでけれども、特別支援学級のある中学校というのは、いくつあるんですか。

黒川課長 3 中学校です。無いのは、2 中学校です。

松井職務代理者 特別支援学級の無い中学校区から、今後こういう事例が出てきたときには、このような申請が出てくる可能性があるということですね。

黒川課長 そうです。

松井職務代理者 わかりました。

正村教育長 議第48号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 それでは、議第48号は承認とします。
次に「議第49号」の説明をお願いします。

議第49号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について

黒川課長 議第49号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。これは、来年度の新小学1年生と新中学1年生に対する入学学用品費を入学の前年度に支給するもので、前会の定例教育委員会で全体の申請に対する審議をしていただきましたが、2世帯の中学生2名について追加申請がありました。資料2ページをご覧ください。世帯番号50番、51番の世帯とも、認定基準倍率の数値が1.5倍以下であるため、認定が適当と判断しますので、審議をお願いします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第49号は承認とします。
次に「議第50号」の説明をお願いします。

議第50号 新見市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について

田中課長 議第50号 新見市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について説明させていただきます。行政の手続きにおける各種の申請書や手続き等のデジタル化を進めております。本

市におきましても、市民の利便性の向上やデジタル化を推進するため、市役所全体で押印義務の見直しをおこなったところです。このうち、教育委員会規則の規定を根拠とする様式につきまして、押印の義務を廃止するため、このたび、押印の特例に関する規則を制定するものです。1ページをご覧ください。規則の内容ですが、1条が目的です。この規則は行政手続の簡素化により、市民の利便性向上及び負担軽減を図るため、新見市教育委員会規則で定める申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるとしております。2条では、押印義務付けの廃止ということで、教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育委員会が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止し、又は署名をもって申請書等の記名及び押印に代えることができるものとしております。附則については、令和4年4月1日からということです。この中で当該規則というのが、2ページ、3ページにあり、教育委員会規則で様式を定め、押印を求めたものが、番号1から32です。これらについて、押印を廃止するものです。右側に押印等の区分というところがありますが、以前は記名や署名にあたって押印を義務付けておりましたが、今後は記名でよいもの、押印・署名が不要というもの、それから、本人署名が要るもの、署名がない場合は、記名・押印が必要ということで、番号の4番、5番、6番、14番、15番、16番、26番がそれにあたります。この制定する規則につきましては、教育委員会が別に定める手続きについて押印義務を廃止する旨の規定ということで、本規則が施行されても、それぞれ個別の例規の様式が自動的に変わるものではございません。特例的に、押印が不要ですという規定です。また、今後、様式に押印を廃止しますが、押印されても特に無効になることではありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

特例ということですね。

田中課長

本来ですと、1番から32番の規則に従って様式を変えるのが、順当なやり方です。それは事務的に煩雑になりますので、やり方を全市的に統一させていただいて、特例の規則を設けて、対応するということです。

小林部長

それが無ければ、32全部改正しなければならないことになります。

田中課長

合理的な手続きをさせていただいております。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

| | |
|---------|---|
| 三上委員 | 表 2 - 1 の署名というのは、自署ということだと思いますが、自署ということが右にはあるけれども、左には無いのは何か違いがありますか。 |
| 田中課長 | 記名ですので、名前が入っていれば良い、パソコンでも構いませんということです。署名が必要なものは、本人が意思表示をしたであろうというようなものです。 |
| 正村教育長 | よろしいでしょうか。 |
| 三上委員 | はい。 |
| 正村教育長 | 外にありますでしょうか。 |
| 松井職務代理者 | 50号、51号、52号と同じ趣旨のことだろうと思うんですが、押印の廃止は事務の簡素化の流れとして必要なことだと思いますし、その趣旨には賛成なんですけども、1つ質問したいのは、50号が規則になっていて、51号が要綱になっていて、52号が規程になっていて、用語にどういう違いがあるのかということについて、52号まで終わってから説明をお願いします。 |
| 正村教育長 | それでは、52号まで終わった後に、公文書に関わる用語をわかりやすくお願いします。 外にありますでしょうか。 |
| 各委員 | (無しの声) |
| 正村教育長 | 無いようですので、議第50号は承認とします。 次に「議第51号」の説明をお願いします。 |

議第51号 新見市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定について

| | |
|------|--|
| 田中課長 | 議第51号 新見市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定について説明させていただきます。先ほど50号で申しあげました押印の廃止に係るものですが、今回は、教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定についてです。1ページを見ていただきたいと思います。要綱の中で、「この告示は」という部分が変わっております。2条の「新見市教育委員会告示で定める」ということで、50号との違いはこのあたりです。2ページ、3ページが該当する要綱です。1番から20番まで、記載して |
|------|--|

いるものが該当です。効力につきましては、先ほど50号で申し上げましたように、特例的に定めるものということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第51号は承認とします。
次に「議第52号」の説明をお願いします。

議第52号 新見市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定について

田中課長

議第52号 新見市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定について説明させていただきます。1ページをご覧ください。1条で「この訓令は」、2条で「新見市教育委員会訓令で定める」ということで、その「訓令」と表題の「規程」ということが、50号との違いです。対象のものですが、2ページをご覧ください。1項目だけ対象となっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第52号は承認とします。
それでは、3つのことを承認していただきましたので、松井職務代理者の言われました「規則」「告示」「訓令」「要綱」「規程」などなかなかわかりづらいので、説明をお願いします。

田中課長

その前に、教育委員会で定めているものは、すべて押印は省略ということになります。ただし、市長部局で定めている条例、規則、要綱等々については、若干、押印が残るものがあります。それは、上位法令によって、まだ改正がなされないもの等が残っておりますので、すべて押印が廃止ということにはなっておりません。教育委員会サイドでは、すべて廃止となっております。それでは、先ほど松井職務代理者のご質問された件で、初めに、「規則」「告示」「訓令」について申し上げます。これはひとえに言えば、文章の種類ということです。「規則」は、自治法で定められたものによって制定するものですよということです。「規則」というのは、条例がありまして、条例の詳細部を表すも

のを施行規則ということで、規則でうたっております。それから、「告示」ですが、一般的に、法令で定めたり、その他のもので定めたものについて、市民に広く知らせる公示、そういったものをする文章を「告示」と言います。それから、「訓令」ですが、所属機関とか職員に対して指示するもの、これを「訓令」と言います。このことについては、市の文書管理規程で定められたものです。それから、「規則」「要綱」「規程」についてですが、国で1番上位にくるのは憲法です。憲法は、国の動向を規定するものです。その下に法律があります。法律は、自治体とか人々がどう動くかというものを規定するものです。その下にあるのが、「条例」、市で言えば1番上が「条例」です。条例に基づいて、大儀名分や目的をうたったりします。そこで、詳細に説明するものが、「施行規則」ということになります。条例よりは、部分的に細かいものです。条例につきましても、議会に諮って、議会の議決があるというような、市の方針を定めるものが条例ということです。規則の下に、それよりはもう少し事務レベル的なものを定めるというものが「要綱」となっております。それよりさらに、事務的なものを定めるものが「規程」ということです。

正村教育長

今の説明を一覧にしたものがあれば、今後、教育委員会でご審議いただくときに知っておいた方がいいと思うので、次会のときにいただければと思います。

小林部長

基本的に、規則は条例を補足するものですが、条例は、受け手側、多くの場合市民になりますが、市民に対する不利益行為を与える場合は必ず条例ですと、そうすると、議会で審議をされます。ただし、規則は、不利益行為を含まないのであれば、事務サイドで補完的に決めてよろしいということです。例えば、施設の使用料の金額を書く場合は、不利益行為になりますから必ず条例でなければなりません。ただ、そこを例えば掃除をして返さなければいけませんよということは、規則で書いて良いという考え方です。条例を補足するのがそれ、訓令はもう全く内々の、内側向けの文章です。相手方が少し違うということです。

正村教育長

よろしいでしょうか。

松井職務代理者

ありがとうございます。

正村教育長

それでは、続きまして「議第53号」の説明をお願いします。

議第53号 小学校の統合について

田中課長

議第53号 小学校の統合について説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。2項目ございます。1番、井倉小学校の新見南小学校への統合についてです。統合時期につきましては、令和5年4月1日、経緯につきましては、井倉小学校統廃合検討委員会からの要望によるものです。学校の状況につきましては、井倉小学校児童数24名、新見南小学校147名です。続きまして、2番、萬歳小学校の本郷小学校への統合についてです。統合時期につきましては、同じく令和5年4月1日です。経緯につきましても、萬歳小学校統廃合検討委員会からの要望です。学校の状況につきましては、萬歳小学校児童数13名、本郷小学校91名です。児童の推移につきましては、それぞれお示ししているとおりで。統合につきましては、以前ですと、学校統廃合計画に基づき、統合を進めておりまして、統合の数か月前に、この教育委員会議で、学校設置条例の一部改正についてご審議をいただいているところです。今回は、要望によるものですので、2つの小学校の統合という方針について、教育委員会としまして、最終的な意思決定をお諮りさせていただきたいと思っております。現在事務局では、事務レベルの協議検討をおこなっております。今後につきましては、関連の予算措置、そして本格的な協議・検討を進めていきたいと思っております。なお、学校設置条例の改正につきましては、適切な時期に改めて提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

小林部長

従前は、統廃合が決まった年の前年の12月ぐらいに、教育委員会の中でご審議をいただいていたというのが実情ですが、今回は統廃合が要望され、統廃合時期も明記をされておりますので、これに向けて、教員の加配やそれに伴う統合のための準備作業を進めていくということですが、そのためには、教育委員会内で、意思決定をして動いていただかないと、予算等を計上していくことが難しいということもございまして、少し時期的には早いんですが、皆さんにお諮りをしているということです。よろしく申し上げます。

正村教育長

条例は来年度になってからでしょうか。

小林部長

条例は来年度させていただこうと思いますが、それまでの準備行為をさせていただきたいと思っております。

正村教育長

部長から補足がありましたが、準備が必要で、お金の面、人的な面で、きちんとした決定が必要ですので、今回上げさせていただいております。

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

| | |
|---------|--|
| 松井職務代理者 | 統合については、それぞれの地域で、住民の方それから保護者の方でよく話し合われた結果、市長に要望されたというふうに承知しておりますので、このことに、私自身は、異議はありません。今日この場で、委員会としての意思決定をするというのは、この統合についてということなんでしょうか。この資料には、要望事項として、様々な、例えばスクールバスの運行であるとか、それから学用品や制服等についての要望事項等も出ていますけども、それも含めてということなんでしょうか。 |
| 田中課長 | 統合するという方針についてですので、中身につきましては、適宜、お諮りします。例えば、スクールバスの状態であるとかというものは、ある程度、案ができたときにさせていただきます。今回諮らせていただくのは、要望が出ましたので、それに向けての方向ということですか。 |
| 松井職務代理者 | わかりました。細目については、今後また事務局と地元の方々で詰めていって、その都度、委員会に対して報告、あるいは検討する必要があることであれば検討として議題に上がってくるというふうに理解すればよろしいですか。 |
| 正村教育長 | はい。今後とも、統合のことで、いろんな面で、ご報告させていただきたいと思っておりますので、大きな方針としてこれを委員会で認めていただきたいということですか。 外にありますでしょうか。 |
| 各委員 | (無しの声) |
| 正村教育長 | 無いようですので、議第53号は承認とします。 次に「報第20号」の説明をお願いします。 |

報第20号 G I G Aスクール構想の進捗状況について

| | |
|------|--|
| 黒川課長 | 報第20号 G I G Aスクール構想の進捗状況について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。1ページの1に新見市教育委員会の取り組み、2に学校の取り組みというふうに記載しておりますが、まずは市教育委員会の取り組みについて説明をさせていただきます。1つ目のロードマップにつきましては、資料の2ページに国が掲げておりますロードマップを記載しておりますが、このロードマップに基づき、粛々と進めております。特に今年度は、学校教育課にICT教育推進係を新設したこと、ICT指導員及びICT支援員を各校に週1回以上派遣可能にしたことにより、以下の3点、1ページに戻っていただきまして、2つ目の研修会の開催、3つ目の |
|------|--|

学校における端末の利用促進、4つ目のその他、IWB電子黒板の配備についても推進が図られております。令和4年度には、市内の全小学校の3・4年生の教室に、IWB大型電子黒板を導入することが決定しております。また、教員の研修や指導力向上については、資料3ページ、事業実践報告書資料というふうに掲げておりますけれども、毎月1事例、各学校からICTを活用したこのような授業実践をおこないましたというものを挙げていただいております。4ページをご覧ください。各校から挙げていただいた事業実践報告を、このような形でデータベース化し、例えば、小学校6年生の理科の授業では、この単位ではこのような活用の仕方があるよというふうに、これも市内、共有フォルダーの中に入れておりますので、いつでも教材研究に役立っていたり、実際の授業に役立っていたりすることを可能にしております。なお、資料5ページ、6ページには、今後、コロナの臨時休校になることも想定した、iPadを持ち帰って学習をどのようにしているかという、アンケートを11月におこなった結果を一覧表にして載せております。これによりますと、網掛けをしている学校のところが実際にiPadを持って帰って接続テスト等をおこなったという印ですけども、小学校で17校中11校、6ページの中学校では5校中3校が試行的におこなっております。これが学校の取り組みです。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

三上委員

小学校でiPadを使って、動画を編集したり調べものはすごく上手なんですけれど、今の子はタイピング能力がものすごく低くて、大学生になっても全然打てないことがあって、ICTとか使えるけれど、タイピング能力っていうのは今の小学校や中学校では求めるところがないので、その能力が落ちてしまっているのではないかと思います。

黒川課長

iPadの中にキーボードのタッチ練習ができるアプリ等もありまして、今ローマ字打ちを両手でできるように取り組んでいる学校もあるというふうに聞いていますが、なかなかそのタイプ練習までいく時間が取れないというのが現状で、また、今後そういう力も必要であるということを校長先生方に伝えていこうと思います。

三上委員

小学校向けのタイピングのアプリがもっと普及したり、例えばそれが朝の10分間とか、そういうのでできるようになったりすると、大きくなったときに困らないと思います。

正村教育長

せっかくのご意見ですので、どういうあたりでどういう指導をしていけば適切なのかということも研究してみたら良いと思います。

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

溝尾委員

端末の持ち帰りは、コロナの影響で自宅学習になる場合を想定していると思いますが、強制的に全校で進めていく予定なのか、できる学校がやっていくのか、どういう方向でしょうか。

黒川課長

いつ休校となっても、いつでも遠隔授業ができるように準備をしておいてくださいということは常々申し上げているんですが、持って帰っていない、取り組めていないという学校は、やはり子どもたちの家にw i - f i環境やインターネットの環境が無く、この子はできるけれどこの子は家に持って帰ってもできないというようなことがあるために、一斉に持ち帰ることをしていないというところがあります。ただ、インターネットにつながなくてもドリル学習的なことはできるので、それを進めていくようにということで、指導をしているところです。

正村教育長

そのあたりの状況判断をして、インターネットを活用し、市も応援しながら、みんなが使えるように頑張るって急がなければいけません。約1割の家庭はまだインターネット環境がありません。

松井職務代理者

インターネット環境の点については、市教委からルーターの貸し出しをされていると思いますが、それではカバーしきれないのでしょうか。

黒川課長

台数が30台なので、またその支援についてもコロナの臨時休業での貸し出しということでの国の補助金なので、これを試験的に使うと目的外使用ということで、それについては使えないということです。

小林部長

いわば緊急避難的な措置としているので、永久的に使うことを想定した機器の貸し出しというのは、公平感の問題もありますので、今は考えていません。新見市が、i P a dの持ち帰りを始めたことによって、インターネットに接続を始めた保護者も増えてきています。保護者の方も今まで必要性がなかったのをつないでいせんでした。金銭的な問題だけではなくて、携帯さえあれば、インターネットが使えるので、あまり必要性がなかったんですが、子どもが使うとなれば、ネットへつなごうという保護者も増えているので、少し様子を見ないといけないところです。

正村教育長

事情もあるんですけども、できるだけ持って帰って、使える子どもが1人でも増えれば、ありがたいと思います。

| | |
|-------|--|
| | 外にありますでしょうか。 |
| 長谷川委員 | 大佐中の持ち帰りですが、不登校生徒に渡しているということで、オンライン授業なのか、何かわかりませんが、もし良い成果が出ているのであれば、他の学校でも不登校の生徒がいると思うので、共有していけば良いと思いますが、どういうふうに活かされているのでしょうか。 |
| 黒川課長 | 大佐中では、ドリル学習をするのに使っていると聞いています。哲西中については、学校に行きづらいという生徒に対して、授業をZoom配信して、気分が乗れば、それを見ているというような環境ができていますと聞いてます。 |
| 小林部長 | 環境を整えると、そのことによって学校に行かなくなる子が出てきてしまい、Zoomで良いのではないかとということになっても困るので、難しいところです。 |
| 正村教育長 | 一長一短なので、みんなで研究しながら、課題を1つずつ克服していかないといけません。 |
| 長谷川委員 | 先ほど三上委員が言われたタイピングですが、今、小学生は文字をローマ字では打たず、かなで打っているのでしょうか。 |
| 黒川課長 | 両方打てるようにしています。表面にはひらがな打ち、裏面にはローマ字打ちができるような下敷きのようなものがあります。基本、ローマ字打ちができるように学校では進めています。ただ、ローマ字が学習指導要領で出てくるのが4年生からですが、極力、低学年でもローマ字打ちでいくようにしています。 |
| 正村教育長 | 外にありますでしょうか。 |
| 各委員 | (無しの声) |
| 正村教育長 | 無いようですので、報第20号は承認とします。 次に「報第21号」の説明をお願いします。 |
| 報第21号 | 令和3年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について |
| 黒川課長 | 報第21号 令和3年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。 本年度も11月に支援委員会を2日間開催しました。2の就学指導結 |

果の概略といたしましては、審査に該当する幼児、児童、生徒は延べ61名で、過去5年で最も少ない人数となっております。(2)の小学校入学のタイミングで就学指導を審議した4名については、いずれも支援学級へ、(3)の中学校入学のタイミングで就学指導を審議した4名については、引き続き支援学級在籍となる児童が2名、知的学級から自閉情緒学級へ転級となる児童が1名、支援学級から通常学級に転籍となる児童が1名でした。(4)には、その他の小・中学校在学者の結果を記載しております。特徴としまして、通常学級から支援学級へ転級するケースが小学校で2名に対し、支援学級から通常学級に転級するケースが小学校6名、中学校2名と、支援学級から通常学級に戻そうとする動きが顕著であるということが見て取れます。これは県や国の状況とは逆の現象で、県や国は少子化によりクラス数が少なくなっているにも関わらず、特別支援学級数が増えているという現状がある中、本市におきましては、学校と保護者が連携を密にしながら、子供の将来ビジョンを共有して、自立への支援をきめ細かくおこなっているという、本市のインクルーシブ教育の質の高さを示している数字と考えております。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

最初の指定学校変更の際にお尋ねしましたが、2中学校に支援学級が無いということでしたけれど、広い行政区で、そこに、支援学級あるいは支援教育が受けられるような環境を整えて欲しいとかいうようなことは、この委員会の範疇ではないんですか。

黒川課長

県で、最初に特別支援学級を設置するときの基本人数3名以上とかという括りがありまして、一旦、支援学級ができると、2名に減っても1名に減っても継続のお願いができるんですが、最初から作るということになると、最初にまとまった人数が必要になります。卒業等のタイミングで、特殊学級が無くなるというケースが時々あります。

正村教育長

今は新設3名ですか。

黒川課長

はい。

小林部長

それは4月1日時点の人数ですか。

黒川課長

そうです。

小林部長

でもそうすると4月1日でないと、保護者は、その学校に支援学級があるかどうかもわからないということですか。

黒川課長

就学指導委員会が11月にありますので、それを受けて、例えば、野馳、矢神の卒業生で、哲西中学校に上がる児童の中から3名、特別支援学級に在籍希望があり、支援委員会でも、それが適当と認められたという場合でしたら、県に特別支援学級を1増加ということで、要望することができます。

小林部長

そうするとそれが2名になった場合は、設置ができないから、その児童生徒は、別のところへ行かなければならなくなるのでしょうか。

黒川課長

そうです。特別支援学級が設置までに至らない、でも、どうしても通常の授業についていけないとか、支援が必要であるという場合は、本市独自で、市費の会計年度任用職員の非常勤講師とか教育支援員等を配置して、きめ細やかに見るようにはしております。先ほど申し上げました、特別支援学級から通常学級へ戻るという児童生徒に対しても、戻ったからと言って、すぐ通常の子どもたちと同様に学習できませんので、その子についても、個々に支援員さん等々を配置しているということです。本市はそういう手厚い支援をしているから、他市町に比べて、支援学級が少なくなっているという現象があります。

正村教育長

いろいろ大変な部分がありますけど、できるだけ今のように市でカバーできるところはカバーしているという状況です。
外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第21号は承認とします。
次に「報第22号」の説明をお願いします。

報第22号 令和3年度教育委員学校訪問の報告について

黒川課長

報第22号 令和3年度教育委員学校訪問の報告について実施報告をさせていただきますので、資料1～9ページをご覧ください。教育委員の皆様には、9月16日の上市小から11月25日の新砥小まで18の小中学校を訪問していただきました。状況については、資料のとおり事務局職員が簡単にまとめております。訪問いただいた委員の方々に、実際に訪問して見たときの感想等をこの場でお聞きできればと思います。よろしくお願ひいたします。

正村教育長

皆さんが行かれたところとか、それから、こういうことについてどうかということがありましたら、感想も含めて、一言ずつでも仰ってい

ただければ、ありがたいと思います。

三上委員

5ページの萬歳小学校に行かせていただきました。萬歳小学校は統廃合のこともありますが、ICTがすごく取り入れられていて、児童がハツラツとしていたというところがすごく印象的でした。ICTを使うために先生が一生懸命勉強されて、それを子どもたちに伝えることで、子どもたちがそれを使って、不思議な動画を作ろうみたいな感じの授業をしていたんですが、とても児童がキラキラして、参加していたので、今はどこの地域に住んでも同じような教育が受けられて、とても先生方の頑張りが見えた印象でした。

正村教育長

ありがとうございました。

松井職務代理者

いくつかの小学校等へ行かせていただきました。黒川課長が仰ったんですが、特別支援教育について、大変どの学校も配慮がされていて、しかも、先生方の配置も、割とベテランのその道に長けたような先生が就かれています、また手厚くされていて、そこで児童生徒が着実に力をつけているという報告を受けて非常に心強い思いをしました。新見市の教育の中にも、インクルーシブ教育あるいは特別支援教育の充実ということがうたわれていますけれども、その点、本当に着実に実践がなされていて、これはもっと保護者の方に、安心して新見市の教育を受けてもらおうとか、新見市の教育にお子さんを任せて安心なんだというようなことを、もっと広報しても良いような成果ではないかなというふうに思いながら学校訪問をさせていただきました。大変、得るものが多い訪問だったというふうに思いました。

正村教育長

ありがとうございました。励みになります。

長谷川委員

まず、井倉小学校へ行かせていただいて、統廃合のことについてはスムーズに話し合いを持たれて、校長先生もノータッチで、地域の人も協力していただいたというお話を伺いました。矢神小学校については、哲西中に進むときに矢神の子が不登校になりやすいんだというお話を初めて聞いたんですが、中学校区でいろいろ連携してコミュニケーションをとってやっていく必要があるのかなということを校長先生が言われていました。新砥小学校に行ったときには、「まなびたい賞」で最優秀賞を取られていたので、その話をさせていただいて、金ポタルやりんどうなど素材がたくさんあるので、そういうことを活かしながら、実際に子どもたちのやる気につながったりとか、地域を好きになったりとかそういうことにつながったので、とても良かったんだというお話を聞くことができました。

正村教育長

ありがとうございました。大変お忙しい中、突発的なことにも対応していただきましてありがとうございました。皆さんからいただいたご意見は、励みになる部分、それから改善しなければいけない部分、そういった部分を含めて、校長会で校長先生方にお伝えしていこうと考えております。大変お忙しい中ありがとうございました。

以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長

12月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時56分)